

## 第11 年金・手当・貸付を受けるには

### 1 年金・手当

障害者を対象に支給される年金・手当には次のようなものがあります。これらの年金・手当には、それぞれ障害の程度や年齢・所得制限、他の年金との併給制限など、いろいろな支給条件が定められていますので、くわしくは担当窓口にお問い合わせ下さい。

制 度	対 象 者	給 付 額	支 給 制 限
(1) 特別障害者手当 (窓口) ・福祉事務所 ・町村障害福祉担当課	20歳以上の在宅重度重複障害者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者	月額 27,350円	・所得制限 ・施設入所 ・3ヶ月を超えて入院している者等
(2) 障害児福祉手当 (窓口) ・福祉事務所 ・町村障害福祉担当課	20歳未満の在宅重度障害児で常時介護を必要とする者	月額 14,880円	・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金を受けているとき等
(3) 児童扶養手当 (窓口) ・市町村担当課	父(母)と生計を同じくしていない児童の母(父)や母(父)にかわってその児童を養育している者。 又、父(母)がいても父(母)に下記の障害がある場合 ①概ね身体障害者手帳1級及び2級の一部 ②概ね療育手帳A1,A2(13頁参照) ③その他①②と同程度の障害と認められる者	児童1人 43,160円/月 (所得により 43,150~10,180円/月) 児童2人 53,350円/月 (所得により 53,330~15,280円/月) 以降1人増すごとに 6,110円/月加算 (所得により 6,100~3,060円/月)	・所得制限 ・施設入所 ・公的年金額が手当額より低い場合は、その差額分の手当を支給 ・受給期間が5年を超える場合等には一部支給停止
(4) 特別児童扶養手当 (窓口) ・市町村担当課	下記の障害を有する心身障害児(20歳未満)を養育している者 ①概ね身体障害者手帳1級~3級、4級の一部 ②概ね療育手帳A1,A2及びその他の程度の一部(13頁参照) ③その他①②と同程度の障害と認められる者	・1級 月額 52,500円 ・2級 月額 34,970円	・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金を受けているとき
(5) 障害基礎年金 (国民年金の場合) (窓口) ・市町村担当課 第3号被保険者期間中に初診日がある場合は日本年金機構	国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、国民年金保険法施行令に定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にあるもの。(障害者手帳の等級とは異なります。)	・1級 年額 974,125円 ・2級 年額 779,300円	・所得制限他 (無拋出の場合)

制 度	対 象 者	給 付 額	支給制限																
(6) 特別障害給付金 (窓口) ・市町村担当課	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済年金等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。 ※なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外	・障害基礎年金1級に該当する方 月額 51,450円 ・障害基礎年金2級に該当する方 月額 41,160円	・所得制限他																
(7) 心身障害者扶養共済制度 (窓口) ・福祉事務所 ・町村障害福祉担当課	心身障害者の保護者が加入し、加入者が死亡等の場合に障害者に年金が支給されます。 ①加入者の年齢が、加入年度の4月1日時点で65歳未満であること ②加入者が知的障害者(児)・身体障害者手帳1～3級の身体障害者(児)又はその他の障害が前記のものと同程度と認められる者を扶養していること ③掛金(2口まで加入可) 平成20年度以降加入の方	・月額 20,000円 (2口加入40,000円)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入年齢</th> <th>掛金(1口あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満</td> <td>月額 9,300円</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>// 11,400円</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>// 14,300円</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>// 17,300円</td> </tr> <tr> <td>50～54歳</td> <td>// 18,800円</td> </tr> <tr> <td>55～59歳</td> <td>// 20,700円</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>// 23,300円</td> </tr> </tbody> </table>	加入年齢	掛金(1口あたり)	35歳未満	月額 9,300円	35～39歳	// 11,400円	40～44歳	// 14,300円	45～49歳	// 17,300円	50～54歳	// 18,800円	55～59歳	// 20,700円	60～64歳	// 23,300円		
加入年齢	掛金(1口あたり)																		
35歳未満	月額 9,300円																		
35～39歳	// 11,400円																		
40～44歳	// 14,300円																		
45～49歳	// 17,300円																		
50～54歳	// 18,800円																		
55～59歳	// 20,700円																		
60～64歳	// 23,300円																		

## 2 生活福祉資金の貸付

窓 口 | 社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度は、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることによって、住民の地域での安定した生活を支援します。

福祉資金

(令和2年4月1日現在)

資金の種類	主な資金使用目的	貸付限度額
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技術習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
	障害用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養期間が1年を越えないときは170万円以内</li> <li>・1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内</li> </ul>
	介護サービス、障害サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスを受ける期間が1年を越えないときは170万円以内</li> <li>・1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内</li> </ul>
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内

資金の種類	主な資金使用目的	貸付限度額
福祉費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
	就職、技術習得等の支度に必要な経費	50万円以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
緊急小口資金	緊急かつ一時的な生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金	10万円以内

詳細な内容や借り入れ手続等、分からないことは、お住まいを担当されている民生委員か、お住まいの市町村社会福祉協議会もしくは奈良県社会福祉協議会までお問い合わせください。

奈良県社会福祉協議会 生活支援課 電話番号：0744-29-0100(代)

## 第12 税の減免等を受けるには

### 1 相談の窓口

#### (1) 国 税

機 関 名	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
奈良税務署	〒630-8567 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26- 1201	奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、生駒郡
葛城税務署	〒635-8503 大和高田市西町1-15	0745-22- 2721	大和高田市、橿原市、五條市 御所市、香芝市、葛城市 高市郡、北葛城郡
桜井税務署	〒633-8555 桜井市粟殿185-4	0744-42- 3501	桜井市、宇陀市、磯城郡 宇陀郡、山辺郡
吉野税務署	〒639-3194 吉野郡吉野町丹治200-1	0746-32- 3385	吉野郡

#### (2) 地 方 税

ア 各市町村役場【17～18頁参照】

イ 県税事務所等  
事業税について

機 関 名	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
奈良県税事務所	〒630-8113 奈良市法蓮町757 (県奈良総合庁舎内)	0742-20- 4533	奈良市、大和郡山市、天理市 生駒市、山辺郡、生駒郡
中南和県税事務所	〒634-8506 橿原市常盤町605-5 (県橿原総合庁舎内)	0744-48- 3004	大和高田市、橿原市、桜井市、 五條市、御所市、香芝市、 葛城市、宇陀市、磯城郡、宇 陀郡、高市郡、北葛城郡、吉 野郡

自動車税（環境性能割、種別割）、軽自動車税（環境性能割、種別割）について

機 関 名	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
自動車税事務所 自動車税第一課	〒639-1184 大和郡山市満願寺町60- 1 (県郡山総合庁舎内)	0743-51- 0081	県内全域 (自動車税環境性能割、軽自動車 税環境性能割は自動車税第二課) (軽自動車税種別割については各 市町村 役場にお問い合わせくだ さい)
自動車税事務所 自動車税第二課	〒639-1037 大和郡山市 額田部北町981-8 (株)奈良県自動車会館内)	0743-57- 0300	

令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、自動車税（軽自動車税）に環境性能割及び種別割が導入されました。

## 2 税の減免等について

### (1) 国 税

窓 口	税 務 署
-----	-------

区分	種 類	内 容	金 額
所 得 税	障害者控除	居住者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般の障害者：身障手帳3～6級 療育手帳B1(中度)・B2(軽度) 精神障害者保健福祉手帳2～3級</li> <li>特別障害者：身障手帳1～2級 療育手帳A1(最重度)・A2(重度) 精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul>	所得控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般の障害者の場合 1人につき27万円</li> <li>特別障害者の場合 1人につき40万円</li> </ul>
		控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、自己又は自己の配偶者若しくは自己と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている者である場合	所得控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>同居特別障害者の場合 1人につき75万円</li> </ul>
相 続 税	相続における障害者控除	相続により財産を取得したとき、相続人が障害者の場合は85歳に達するまでの年数により、税額から控除	税額控除 1年につき10万円 (特別障害者は20万円) (R2.4.1現在)

### (2) 地 方 税

種 類	内 容	金 額	窓 口
住 民 税	前年中の合計所得金額が125万円以下の障害者	非 課 税	市 町 村 役 場
県 民 税 市 町 村 民 税	障害者控除(特別障害者控除及び同居特別障害者控除) 所得税の障害者控除(特別障害者控除及び同居特別障害者控除)の要件に同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者控除 26万円</li> <li>特別障害者控除 30万円</li> <li>同居特別障害者控除 53万円</li> </ul>	

種 類	内 容	金 額	窓 口			
事 業 税	重度の視力障害者（失明者又は両眼の視力0.06以下の者）が行うあんま、はり、きゅう、その他の医業に類する事業	非 課 税	県 税 事 務 所			
自 動 車 税 種 別 割※	【減免の対象となる自動車】 ①障害者本人が所有（取得）し、自ら運転する自動車 ②障害者本人が所有（取得）し、専ら当該障害者の用（通学、通院、通所、生業）に供するため、当該障害者と生計を一にする者、若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車 ※減免できる自動車は、障害者の方1人について1台（軽自動車を含む）です。 ※18歳未満の障害児（身体・知的・精神）及び知的障害者・精神障害者の場合は「障害児（者）と生計を一にする方」が「所有者」でも対象となります。	減 免	自動車税事務所 自動車税第一課 または 自動車税第二課			
	【減免できる範囲】					
				障 害 の 級 別		
	障 害 の 区 分			障害者本人が 運転	生計同一者・ 常時介護者が 運転	
	視 覚 障 害			1 級から4 級 までの各級	1 級から4 級 までの各級	
	聴 覚 障 害			2 級及び3 級	2 級及び3 級	
	平 衡 機 能 障 害			3 級	3 級	
	音 声 機 能 障 害			3 級 (喉頭摘出に よる音声機能 障害がある場 合に限る)		
	上 肢 不 自 由			1 級及び2 級	1 級及び2 級	
	下 肢 不 自 由			1 級から6 級 までの各級	1 級から3 級 までの各級	
	体 幹 不 自 由			1 級から3 級 までの各級及 び5 級	1 級から3 級 までの各級	
	乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害			上肢機能	1 級及び2 級	1 級及び2 級
				下肢機能	1 級から6 級 までの各級	1 級から3 級 までの各級
心 臓 機 能 障 害	1 級及び3 級	1 級及び3 級				

種 類	内 容		金 額	窓 口	
自動車税種別割※	障害の区分	障害の級別		減 免	自動車税事務所 自動車税第一課 または 自動車税第二課
		障害者本人が 運転	生計同一者・ 常時介護者が 運転		
	じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級		
	呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級		
	ぼうこう又は直腸 機能障害	1級及び3級	1級及び3級		
	小腸の機能障害	1級及び3級	1級及び3級		
	ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫機 能障害	1級から3級 までの各級	1級から3級 までの各級		
	肝臓機能障害	1級から3級 までの各級	1級から3級 までの各級		
	知的障害	療育手帳A1（最重度） A2（重度）			
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級 及び自立支援医療受給者証の 交付を受けていること。				
自動車税環 境性能割 軽自動車税 環境性能割 ※	自動車税種別割※の減免要件に同じ		減 免	自動車税事務所 自動車税第二課	
軽自動車 税種別割 ※	減免の取り扱いについては、各市町村にお問い合わせください。		減 免	市町村役場	

※令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、自動車税（軽自動車税）に環境性能割及び種別割が導入されました。

くわしくは担当窓口へお問い合わせください。



## 第13 運賃等の割引を受けるには

障害者を対象に、次のような運賃等の割引制度があります。くわしくは、担当窓口にお問い合わせください。

制 度	対 象 者	内 容			窓 口 等	
鉄 道 の 割 引	障害者手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳		乗車券の種 類	割引率	割引区間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車券購入時に手帳を呈示してください。</li> <li>※乗車中に手帳の呈示を求められることがあります。</li> <li>※特別急行券、グリーン車、寝台料金については割引されません。</li> </ul>
		障害者手帳所持者が単 独で利用する 場合	普通乗車券	5割引	片道101km 以上の場合	
		第1種の手 帳所持者が 介護者と共 に利用する 場合（介護 者は1名ま で）	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 急行券	5割引	本人及び介 護者に対し て適用	
		12歳未満 の第2種の 手帳所持者 が、介護者 と共に利用 する場合 （介護者は 1名まで）	定期乗車券	5割引	介護者に対 してのみ適 用	
奈 良 県 内 バ ス の 割 引	障害者手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健 福祉手帳		乗車券の種類	割引率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車運賃支払時に手帳を呈示してください。</li> <li>※小児定期券、ひまわり回数券、ひまわりCI-CAについては割引されません。</li> </ul>	
		障害者手帳所持者 が単独で利用する 場合	普通乗車券 現金 回数乗車券 CI-CA ----- 定期乗車券	5割引     3割引		
		第1種の身体障害者 手帳・療育手帳及 び、1級の精神障害 者保健福祉手帳所持 者が介護者と共に利 用する場合（介護者 は1名まで）	普通乗車券 現金 回数乗車券 CI-CA ----- 定期乗車券	5割引     3割引		
タ ク シ ー 運 賃 の 割 引	障害者手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳	・タクシー運賃について、請求額から1割引 されます。			・タクシーに乗車 する際に手帳を 呈示してくださ い。	

制 度	対 象 者	内 容	窓 口 等
航空運賃の割引	満12歳以上の障害者手帳所持者及び介助者1名 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・割引額は、各航空会社（国内線）により異なります。 ・療育手帳については、あらかじめその居住地を所管する福祉事務所長から割引対象である証明印の押印を受けている方。	手帳を呈示してください。
有料道路・一般自動車道通行料の割引	・身体障害者手帳の所持者 ・第1種の身体障害者又は第1種の知的障害者を日常的に継続して介護している方	・通常料金の5割引となります。 ①障害者本人が運転する場合、すべての身体障害者手帳が対象となります。 ※障害者本人または生計を一にする親族等が所有する自動車が対象となります。 ②障害者本人以外の者が運転し、障害者本人が同乗する場合、第1種の身体障害者手帳又は第1種の療育手帳所持者が対象となります。 ※障害者本人または生計を一にする親族等または、障害者を日常的に介護している者が所有する自動車が対象となります。 ※営業用自動車、トラック等は対象外となります。	市町村障害福祉担当課 ※市町村障害福祉担当課で対象者である旨の確認印を受ける必要があります。 ※ETC利用の場合には、市町村障害福祉担当課で所定の手続きが必要です。
NHK放送受信料の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合	・受信料が全額免除となります。	市町村障害福祉担当課 ※市町村で免除事由の証明を受ける必要があります。
	以下のいずれかにあてはまる人が、世帯主かつ受信契約者の場合 ・視覚・聴覚の身体障害者手帳所持者 ・1級及び2級の身体障害者手帳所持者 ・1種の療育手帳所持者 ・1級の精神障害者保健福祉手帳所持者	・受信料が半額免除となります。	

制 度	対 象 者	内 容	窓 口 等
点字郵便物などの無料扱い	障害者手帳の所持者に限りません。	<p>・次の郵便物は、郵便料が無料となります。</p> <p>①盲人用点字郵便物</p> <p>②盲人用録音テープ・点字出版物等で郵政大臣の指定する点字図書館、点字出版施設等から差出し、またはこれらの施設にあて差出されるもの</p> <p>※①については、中身が点字書類のみでなければなりません。封筒に盲人用と記載し、一部開封して中身が確認できるようにしていれば郵便料が無料となります。</p> <p>※②については、本局へ事前に施設の登録が必要となります。</p>	郵便局
電話番号の無料案内	<p>障害者手帳所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害1～6級または肢体不自由1・2級</li> <li>(下肢障害を除く)</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	オペレーターにあらかじめNTTに届け出た電話番号・暗証番号を告げ、オペレーターは無料対象者であることを確認のうえ、無料で番号案内を行ないます。	NTT支店又は営業所
携帯電話の障害者割引	<p>障害者手帳所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	<p>・基本料金から1,700円割引されます。</p> <p>※対象移動体通信業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・KDDI株式会社</li> <li>・株式会社NTTドコモ</li> <li>・ソフトバンクモバイル株式会社</li> </ul>	各通信事業者店舗

## 障害者手帳の第1種・第2種の区分について

障害種別		区分	第1種	第2種			
障害者（児）	身	視覚障害	1級～3級 4級の一部	4級の一部 5級～6級			
		聴覚障害	2級～3級	4級～6級			
		平衡機能障害 音声・言語・そしゃく機能障害		3級～5級			
	体	肢	上肢障害	1級 2級の一部	2級の一部 3級～7級		
			下肢障害	1級～2級 3級の一部	3級の一部 4級～7級		
		不	体幹機能障害	1級～3級	5級		
			脳原性運動機能障害（上肢障害）	1級～2級	3級～7級		
		者	由	脳原性運動機能障害（移動障害）	1級～3級	4級～7級	
				心臓機能障害	1級～4級		
			内	じん臓機能障害	1級～4級		
				呼吸器機能障害	1級～4級		
				部	直腸・ぼうこう機能障害	1級～3級	4級
					小腸機能障害	1級～4級	
	免疫機能障害				1級～4級		
	肝臓機能障害				1級～4級		
	知的障害者（児）			A 1, A 2 (最重度・重度)	B 1, B 2 (中度・軽度)		

県立文化施設の観覧料の免除

施設名	所在地	窓口等
奈良県立美術館	〒630-8213 奈良市登大路町6-2 TEL 0742-23-3968 FAX 0742-23-7032	手帳提示時免除 介助者1名も免除
吉城園（庭園のみ）	〒630-8213 奈良市登大路町60-1 TEL 0742-23-5831 FAX 0742-23-5836	手帳提示時免除 介助者1名も免除
奈良県立民俗博物館	〒639-1058 大和郡山市矢田町545 TEL 0743-53-3171 FAX 0743-53-3173	手帳提示時免除 介助者1名も免除
奈良県立橿原考古学 研究所附属博物館	〒634-0065 橿原市畝傍町50-2 TEL 0744-24-1185 FAX 0744-24-1355	手帳提示時免除、介助者1名も免除 （春と秋の特別展は除く）
奈良県立万葉文化館	〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10 TEL 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852	手帳提示時免除 介助者1名も免除

その他の機関の各種施設については、直接施設へお問い合わせください。

## 第14 精神障害者に関する相談・支援について

### 1 相談窓口

#### ①保健所

保健所では、精神疾患、アルコール依存症、認知症等の精神保健福祉に関して精神保健福祉相談員、保健師等が相談に応じ、必要に応じて自宅への訪問指導を実施しています。

#### ②市町村

市町村では、福祉サービス利用や生活上の困りごとなどについて相談や情報提供を行っています。また、市町村によっては、これらの相談事業を相談支援事業所へ委託しているところもあります。

### 2 医療費の助成

#### (1) 障害者自立支援医療費負担事業

窓口 各市町村精神障害者自立支援医療担当課

各種健康保険等適用後の自己負担額が原則として10%となるまで公費で負担されます。(所得等に応じて上限額あり) 詳細は35頁。

#### (2) 精神障害者医療費助成事業(一般・後期高齢者)

窓口 各市町村精神障害者自立支援医療担当課

交付を受けている精神障害者福祉手帳の障害等級が1級又は2級の方を対象として一旦、医療機関で支払った1か月の医療費の自己負担額(高額療養費分を除く)から1医療機関当たり500円(14日以上入院の場合は1,000円)を差し引いた額について、公費(県1/2、市町村1/2)で負担されます。全診療科の入院・通院の医療費が対象となります。

#### (3) 精神障害者医療費助成事業(精神通院医療)

窓口 各市町村精神障害者自立支援医療担当課

障害者総合支援法に基づく自立支援医療(精神通院医療)で、一旦、医療機関で支払った自己負担上限月額以内の1か月の自己負担額から500円を差し引いた額について、公費(県1/2、市町村1/2)で負担されます。県内のすべての市町村で実施しています。

対象は国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者及び健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者です。(※平成21年4月診療分から70歳以上の方についても対象となりました。)

※なお、いずれの精神障害者医療費助成事業についても所得制限がありますので、詳細は市町村の担当課へお問い合わせください。